

平成26年度
先進的なりフォーム事業者表彰

応募要領

平成26年9月
経済産業省

応募締切 平成26年11月12日（水曜日）必着

事務局 株式会社矢野経済研究所

応募要領 目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 先進的なリフォーム事業者表彰 事業の目的 | 1 |
| 2. 先進的なリフォーム事業者表彰 事業概要 | 1 |
| 3. 応募資格 | 5 |
| 4. 応募手続き | 6 |
| 5. 公募に係る説明会の実施 | 7 |
| 6. 選考方法・選定スケジュール | 8 |
| 7. 受賞事業者の決定・公表 | 8 |
| 8. 表彰について | 8 |
| 9. 応募者の方へのお願い | 9 |
| 10. その他応募に当たっての留意事項 | 9 |
| 11. 本事業に関するお問い合わせ先 | 9 |
| 12. Q & A | 10 |

1. 先進的なリフォーム事業者表彰 事業の目的

- 住宅市場では、人口減少、少子高齢化の進展などにより将来的に新築住宅需要の減少が見込まれ、既築住宅を有効に活用することが求められる時代になっております。
- その中で、住宅リフォーム市場において、これまでにない事業手法、異業種からの参入、異業種との連携といった新しいビジネスモデルにより、多様なプレーヤーが新たな空間価値創造等を消費者に提案し、成功する事例が出てきております。
- 一方、消費者からは、「どのリフォーム事業者に頼んでよいか分からない」といった声が聞かれるなど、安心して選択できるリフォーム事業者が求められています。
- このため、経済産業省では、リフォームを「消費者の住まいに関する多様なニーズに応えるビジネス（サービス）」として注目し、リフォーム市場全体の発展につなげることを目的に、リフォームビジネスの拡大に広く貢献する事業者の取組を選定・表彰し、先進的なリフォーム事業者の見える化を図るとともに、ベストプラクティスとして発信する「先進的なリフォーム事業者表彰」事業（経済産業大臣表彰）を実施します。

2. 先進的なリフォーム事業者表彰 事業概要

- 本表彰事業では、「先進的なリフォーム事業者」の表彰を行います。リフォーム工事専門の事業者のみならず、リフォーム市場拡大に広く貢献している事業者など、幅広い事業者からの先進的なリフォームビジネス（サービス）の取組について募集します。
- 本年度は、三大都市圏を対象に 15 者程度の選出を予定しています。平成 27 年度は対象を全国に拡げて 35 者程度の選出を行い、合計 50 者を選出する予定です。



■ 応募対象となるリフォーム事業

消費者ニーズや社会的ニーズなど、多様なニーズに応えるビジネス（サービス）及びそのビジネスを持続的に行うための取組を対象とします。具体的な取組事例としては、以下のような取組を考えています。

【取組事例】

1. 消費者ニーズに対応したビジネスの提案を行うリフォーム事業

| 大項目 | 応募対象事業（例） |
|------------|---|
| リフォームの見える化 | 消費者が安心してリフォーム事業者を選択することができる取組 |
| | リフォーム価格の透明化・見える化に関する取組 |
| | その他、リフォームの見える化に対する特段の取組 |
| 企画力・提案力 | 他者と差別化した独自のコンセプトをもとにリフォームを提案 |
| | 女性目線からの提案等、女性の感性を活かした取組 |
| | 独自の提案により消費者の潜在的ニーズを掘り起こす取組 |
| | 特定の工事部位もしくは工事種別に限定した専門リフォームにより、消費者に便益（価格、工期等）を与える取組 |
| | 消費者ニーズに応じた独自の製品開発の取組 |
| | HPやSNSなど、ITを活用した取組 |
| | 遠隔地におけるリフォームに対応した取組 |
| | 自社のコンセプトやポリシー、知識やノウハウを顧客に伝え、共感や信頼を得るなど、消費者とのコミュニケーションを図るような取組 |
| | 独自工法の開発、材料面や仕事の進め方等の工夫により工期を短縮する取組 |
| | リフォーム事業を通じて中古不動産の流通の活性化に貢献する取組 |
| | 団地等、築年数の古い大規模な建築物を有効利用する取組 |
| | 制度上の課題解決に取り組みながら、リフォーム事業を拡大・開拓する取組 |
| | その他、リフォーム企画力・提案力についての特段の取組 |

| | |
|--------------------|--|
| 消費者または事業者に対する相談・支援 | 消費者または事業者に対するリフォームのための相談・支援に対する取組 |
| | 独自のリフォームローンを創設または運用 |
| | リフォームをする人や中古住宅購入者等の資金需要者に対して、ニーズに合致した資金調達上のアドバイスや金融商品等（独自のローン等の創設、運用）を提供する取組 |
| | 施工後のアフターサービスを継続的に提供できる取組 |
| | その他、リフォームを行う人の拡大につながる、またはリフォーム業界を支援するような特段の取組 |
| 価値（サービス）の創出 | 顧客の獲得、維持、育成等、顧客関係の構築・管理を図り、顧客価値を創造するような取組 |
| | 企業と消費者が協働して新たな価値（サービス）を創造するような取組 |
| | 住むことに新たな価値を創出するような取組 |
| | その他、価値（サービス）を創出するような取組 |

2. 社会的ニーズに対応したビジネスの提案を行うリフォーム事業

| 大項目 | 応募対象事業（例） |
|---|--|
| 魅力的なまちづくり・地域コミュニティ形成・地域に密着した取組・地域社会への貢献 | リフォーム事業を通じて、魅力的なまちづくりへの貢献、地域コミュニティの活性化を促すような取組 |
| | 地域に根ざし、家守的な役割を担い、住宅関連サービスを提供する取組 |
| | 空家対策や古民家再生などの地域再生や地域に密着したまちづくりに貢献するような取組 |
| | 地域産材の活用等、地域社会経済に貢献するような取組 |
| 安心・安全の向上 | インスペクションや相談窓口、工事保証等、消費者に対する安心の提供 |
| | 耐震・耐火（防火）・防犯・バリアフリー等、住宅の性能向上や安心・安全性を向上するリフォームの取組 |
| エネルギーマネジメント | 省エネ・創エネリフォームの取組、生活エネルギーの診断、見える化等、エネルギーマネジメントへの貢献 |
| 暮らしやすさの改善 | 高齢化社会に対応した独自のリフォームの取組 |
| | その他、まちづくり、安心・安全、省エネ・創エネ、暮らしやすさの改善等の社会的ニーズを先取りした独自のリフォームの取組 |

3. 持続的なビジネスへの対応

| 大項目 | 応募対象事業（例） |
|---------------|--|
| 独自のビジネスモデルの構築 | 独自で新たなビジネスモデルやノウハウを構築 |
| | 新たな商流の開発や改善に対する取組 |
| 同業種・異業種等との連携 | 異業種（不動産仲介、中古住宅買取再販、インテリア、インターネット、介護等）との連携等、新たなビジネスモデルを構築 |
| | リフォーム事業者同士、工務店同士等、同業界における連携により新たなビジネスモデルを構築 |
| | その他、同業種・異業種との連携による新たなビジネスモデルの構築 |
| 組織体制の構築 | 従業員や職人のモチベーションを向上させ、生産性や顧客満足度の向上につながるような取組 |
| | 職人やインテリアコーディネーターなどの人材育成に対する取組 |
| | 継続的なリフォームを提供できるなど長期的な顧客との関係を構築する取組 |
| | その他、組織体制等の構築につながる新たな取組 |

■ 選考基準

- 選考にあたっては主に以下の点を重視して評価を行います。幅広く多種多様な事業者の応募を求めています。**選考基準を全て満たさなくとも、他の事業と差別化され、突出した強みを有する取組を表彰対象として考えております。**

| 選考基準 | 内容 |
|----------|---|
| ①新規性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスモデル（サービス）に斬新さがあること ・ 独創的なコンセプトを持っていること ・ 他者が取り組んでいない分野でリフォーム（サービス）を行っていること ・ 従来みられなかったような新たな取組を工夫して行っていること |
| ②将来性・継続性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい取組を始めたことにより売上が大きく伸びたこと ・ リフォーム産業が発展するような将来性の高い取組をしていること ・ 当該ビジネスモデル（サービス）が長期的に継続する見込みであること |

| | |
|-----------------|--|
| ③波及性(業界全体への広がり) | <ul style="list-style-type: none"> ・ モデルとして他の事業者の参考になること ・ ロールモデルとしての広がりやすさがあること |
| ④生活者視点による需要創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者のニーズを汲み取れていること ・ 消費者の立場に立った事業を展開していること ・ 事業内容に女性ならではの感性を取り入れていること |
| ⑤社会的ニーズへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が社会的ニーズを反映または社会的に潜在的なニーズがあること |

3. 応募資格

以下の項目を満たす法人を応募対象とします。

- 原則として、法人格を有する民間企業(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等)であること、または、法人格を有する団体であること。ただし、以下に掲げる者を除きます。
 - ・ 都道府県、市区町村等の地方公共団体、ならびにそれに準ずる団体等
 - ・ 独立行政法人
 - ・ 学校法人
 - ・ 公益社団・財団法人
- 過去において、法令等に違反する不正行為を行っていないこと。
- 設立後原則として、2年程度を経過していること。
- 原則、債務超過の状態でないなど、事業を適格かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。
- 建設業者の場合、建設業許可を有すること。
- 三大都市圏(東京圏、名古屋圏、大阪圏※)に本店又は主たる事務所の所在地があること。
- 代表者又は役員が、禁固刑以上の刑歴を有しないこと。
- 反社会的勢力とのつながり等、社会通念上表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。

※三大都市圏とは、以下の対象エリアとします。

東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県

大阪圏：大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

4. 応募手続き

■応募書類の作成及び応募にあたっての注意事項

①応募用紙の入手方法

応募にあたっては、下記のホームページに掲載されている所定の応募用紙をダウンロードして下さい。

「先進的なリフォーム事業者表彰」の公募ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/reformbiz.html
(経済産業省住宅産業窯業建材課のホームページ)

②応募書類の作成に関する注意事項

応募書類の作成にあたっては、以下のルールを守って記入して下さい。

- ・ 応募用紙の様式どおりに記入し、文字の大きさは11ptとして下さい。
- ・ 参考資料（任意提出）を添付する場合には、10ページ程度までとします。
- ・ また、参考資料の用紙サイズは、A4、印刷形式は片面印刷でホチキス留めをしないでご提出下さい。（A4以外のサイズの資料、両面印刷の資料、その他指定外の資料は選考対象から除外します。）
- ・ 参考資料として提出する資料は、新聞記事、経営成果等を具体的・客観的に示す資料に限定します（報告書・冊子等の場合には該当部分のみを提出して下さい）。

③応募書類の提出方法

応募用紙（紙媒体1部と電子データを保存したCD-R（1枚））を下記の郵送先まで郵送して下さい。

また、参考資料など応募用紙以外の提出物がある場合は、紙媒体（1部）を提出いただくとともに、応募用紙を保存したCD-Rに併せて電子データを保存し、提出して下さい。なお、郵送していただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意下さい。

④応募書類の電子データについて

提出する応募書類の電子データのファイル形式はMicrosoft Word、Adobe Portable Document Format（PDF）の2種類のいずれかで、サイズは全てA4とします。

Microsoft Excel、Power Point またはそれ以外で作成した資料は、PDF形式に変換して保存して下さい。紙の資料であればPDF形式に変換して保存して下さい。紙と電子データの両方で提出された応募書類等のみを選考の対象とし、どちらか一方でのみ提出した場合は選考の対象外となります。

※郵送により送付できないやむを得ない事情がある場合は、「11. 本事業に関する問い合わせ先」にある事務局までご連絡下さい。

■応募にあたっての注意事項

- 1法人から重複して応募しないようにして下さい。
- 異業種連携等によるビジネス展開など、複数事業者により応募する場合は、連名による応募となります。その場合、応募用紙の事業者概要書（別紙1）は、事業者ごとに記入して提出して下さい。

■応募手数料

- 応募手数料は、無料です。ただし、応募書類等の提出にかかる送料は応募者負担となります。

■応募書類の郵送先

〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル
経済産業省「先進的なリフォーム事業者表彰選定事業」事務局（株式会社矢野経済研究所）行

※封筒の表面に「先進的なリフォーム事業者表彰選定事業」応募書類在中」と朱書して下さい。

■応募締切

平成 26 年 11 月 12 日（水曜日） 必着

【締切に関する注意点】

- ・ 締切を過ぎての提出は受け付けません。配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、余裕をもって送付されますようお願いいたします。
- ・ 応募書類等に不備がある場合、事務局より追加提出をお願いすることがあります。時間のゆとりを持ってご応募下さい。

5. 公募に係る説明会の実施

以下のとおり、公募に係る説明会の開催を予定しております。ご参加にあたっては、説明会案内をご参照下さい。

<大阪会場>

日 時：平成 26 年 10 月 6 日（月） 10:00～
場 所：新大阪丸ビル別館 5-1 室
住 所：大阪府大阪市東淀川区東中島 1-18-22

<名古屋会場>

日 時：平成 26 年 10 月 6 日（月） 15:00～
場 所：中部経済産業局総合庁舎 2 階大会議室
住 所：愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2

<東京会場>

日 時：平成 26 年 10 月 9 日(木) 10:00～
場 所：経済産業省別館 3 階 312 各省庁共用会議室
住 所：東京都千代田区霞が関 1-3-1

6. 選考方法・選定スケジュール

■選考方法・選定スケジュール

〔選考方法〕

- 学識者・有識者による「先進的なリフォーム事業者表彰選定委員会」(非公開)による選考を経て、表彰対象事業者を決定いたします。

〔選考スケジュール〕

| | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 平成 26 年 9 月 12 日～平成 26 年 11 月 12 日 | 公募期間 |
| 平成 26 年 11 月下旬 | 1 次選考 (応募書類の書面選考) |
| 平成 26 年 12 月上旬～平成 27 年 1 月中旬 | ヒアリング調査 (経営層に対する取組事例等のヒアリング調査) |
| 平成 27 年 1 月下旬 | 2 次選考 (ヒアリング調査結果を基に受賞事業者の最終決定) |

- 選考結果については、各選考段階終了後に Email で応募者に連絡いたします。落選理由など、選考結果に関する個別のお問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。選考後に法令違反等が発覚した場合は、選考結果を取り消す場合があります。

■留意事項

- 2 次選考の際に、原則として経営層に対してヒアリング調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

7. 受賞事業者の決定・公表

- 受賞事業者の決定・公表は、経済産業省ホームページ、ベストプラクティス集などで行います。

8. 表彰について

表彰式を開催し、受賞事業者(代表者または代表者が委任した者)に対して、表彰状を贈呈し、表彰いたします。

表彰式開催日：平成 27 年 3 月 3 日～5 日のいずれかの日

開催場所：東京都内を予定

※表彰式の出席に際しての交通費等は、自己負担をお願いしております。

9. 応募者の方へのお願い

- 応募者の方には、「7. 受賞事業者の決定・公表」についてご了承いただくとともに、次の事項についても予めご理解いただき、ご応募下さい（ご応募いただいた時点で、これらの事項に同意いただいたものとみなします。）。

【応募者の皆様】

- ① 書面選考時に事務局からの内容確認、質疑、追加情報提供等に応じていただくことがあります。
- ② 2次選考の対象となる応募者におかれましては、ヒアリング調査の実施並びに追加の情報提供依頼等に応じていただくことがあります。

【受賞事業者の皆様】

- ① ベストプラクティス集作成のため、取組事例の作成にご協力頂きます。経済産業省において編集した取組事例はベストプラクティス集として公表します※（事務局と調整のうえ、ご確認いただいた内容を公表します）。
- ② 経済産業省の広報誌等で、受賞事例を紹介することがあります。
- ③ 経済産業省や新聞、雑誌などマスコミからの取材にご協力をお願いすることがあります。

※最終的に受賞されなかった場合には、ベストプラクティスの公開はされません。

10. その他応募に当たっての留意事項

- 提出いただいた応募書類等は、選考に限定して使用します。選考に当たっては、委員会、経済産業省、事務局にて情報を共有します。予めご了承下さい。
- 応募書類等、選考の過程で得た情報については、事務局である矢野経済研究所のセキュリティポリシーに従って適切な管理を行います。

11. 本事業に関するお問い合わせ先

株式会社矢野経済研究所

「先進的なりフォーム事業者表彰選定事業」事務局 担当：菅原、西田

E-mail：reformbiz@yano.co.jp

電話：03-5371-6926

受付時間：平日9:30～17:30（土・日・祝日ならびに12/28～1/3除く）

※本事業は、経済産業省から株式会社矢野経済研究所に対し委託しています。

12. Q & A

1. 事業に関すること

| | 質問 | 回答 |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | 「先進的なリフォーム事業者 選定・表彰事業」の趣旨はなんですか？ | <p>人口の減少、少子高齢化の進展などにより、住宅分野では将来的に新築需要の減少が見込まれる中、既築ストックを有効に活用することが求められる時代になってきております。そのような中、「どのリフォーム業者に頼んだらよいか分からない」といった声が聞かれるなど、消費者が安心して選択できるリフォーム事業者の「見える化」や優良なリフォーム事業者を積極的に後押ししていくことで、健全なリフォーム市場を整備していくことが必要となっております。そこで、消費者の住まいに関する多様なニーズに対応し、独自モデルで他の事業と差別化された強みを有するリフォーム事業者の取組を選定、表彰し、先進的なリフォーム事業者の見える化を図るとともに、ベストプラクティスとして発信することを通じて、リフォーム市場全体の発展につなげることを目的としております。</p> <p>工務店や設備会社、そのほか、リフォーム専門事業者のみならず、リフォーム市場拡大に広く貢献している事業者や突出した強みを持った事業者など、奮って応募されることを期待しております。</p> |
| 2 | 他のリフォーム表彰制度があるが、それと何が違うのか？ | <p>経済産業省では、リフォーム市場拡大に広く貢献すると考えられる、強みを持った事業者の取組を表彰対象としています。</p> |
| 3 | 本事業は何年続く事業なのか？ | <p>平成 27 年度までの 2 年間の予定です。平成 26 年度は、三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）を対象エリアとして実施し、平成 27 年度は対象を全国に拡大する予定です。</p> <p>平成 26 年度対象エリア：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県</p> |
| 4 | 内容は公表されるのか？ | <p>表彰対象となった場合、ベストプラクティスとして、取組内容等を経済産業省のホームページ等に掲載するなどして公開する予定です。なお、ベストプラクティス集としてとりまとめる際には、記載内容について、原則として経営層に対するヒアリングにより事前に確認させていただく予定です。</p> |

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 5 | 経済産業省ホームページ以外では案内を行っているのか？ | 経済産業省にてプレスリリースを行うほか、関連団体への広報協力依頼を行う予定です。 |
| 6 | 事業の案内をしたい(自治体、団体等から)が可能か？ | ぜひお願いいたします。「先進的なリフォーム事業者表彰選定事業」HPへのリンクを設定していただいても結構です。 |
| 7 | 選定されない企業に対する連絡はあるのか？ | 選考結果について、各選考段階終了後にEmailで応募者に連絡いたします。 一次選考(書面選考):11月下旬頃予定 二次選考(ヒアリング選考):1月下旬頃予定 |
| 8 | 選定されなかった理由などは教えてもらえるのか？ | 選考に関する個別のお問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承下さい。 |

2. 応募に関すること

| | 質問 | 回答 |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 応募資格を教えてください | 応募資格は、「応募要領」をご参照下さい。ご不明等があれば、事務局までご連絡下さい。 |
| 2 | 個人事業主は応募可能か？ | 法人格を有する方を対象としています。 |
| 3 | 複数の事業者で応募できるのか？ | 異業種連携等によるビジネス展開など、複数の事業者により応募される際は、連名により応募して下さい。その際は、応募用紙の事業者概要書(別紙1)は事業者ごとに記入して提出して下さい。 |
| 4 | 選考基準全て満たさないと応募できないのか？ | <u>選考基準全て満たさなくても、一つでも突出した強みを持つ事業者の方も表彰対象として考えておりますので、応募可能です。</u> |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 応募書類では何を送ればよいか？ | <p>応募用紙に記入の上、紙媒体（A4・片面印刷）1部と電子データを保存したCD-R1枚を郵送して下さい。</p> <p>参考資料を添付する場合には、応募用紙とあわせて紙媒体（A4・片面印刷）1部と電子データを保存したCD-R1枚を郵送して下さい。なお、応募用紙と参考資料の両方を送付する場合には、一度にお送り下さいますよう、ご協力お願いいたします。</p> <p>郵送により送付できないやむを得ない事情がある場合は、事務局までご連絡下さい。</p> |
| 6 | 応募締切日が「必着」となっているが、締切日の消印で郵送しても受け付けてもらえるか？ | <p>応募締切日を過ぎて到着した応募用紙は選考の対象とはなりません。必ず応募締切日までに「先進的なリフォーム事業者表彰選定事業」事務局までに到着するようにして下さい。</p> |
| 7 | ヒアリング選考には経営者が参加しなければならないのか？ | <p>今回は、ビジネスモデルや将来性等が選考対象となっております。そのため、経営層の方のお考えをお聞かせいただきたいと考えております。</p> <p>なお、選考スケジュールの都合上、1ヶ所でまとめてお伺いさせていただけるよう、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。</p> |
| 8 | 取組内容の公表はしてほしくないが、応募可能か？ | <p>今回の表彰は、ベストプラクティスとして普及していくことを目的の一つとしておりますので、ベストプラクティスの作成等にご協力いただけない場合には、残念ながら応募対象外とさせていただきます（応募要領「9. 応募者の方へのお願い」の内容に同意していただくことを応募条件とさせていただきます）。</p> |

3. 応募用紙に関すること

| | 質問 | 回答 |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 表彰されやすい記載方法等、応募用紙の記載方法について教えてもらえるか？ | <p>書面選考を念頭に置いて、取組内容やビジネスモデルの特徴・優位性を具体的に、わかりやすくまとめて記述して下さい。また、取組についての選考の参考となる書類や図表、写真等（任意提出）がある場合は、10ページ程度を目安に、添付して下さい。その際には、どの取組に該当する資料なのか明示して下さい。</p> <p>なお、個別具体的な記載内容に関するアドバイス等については、公平性の観点から差し控えさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 書類記入に関する問い合わせ先はどこか？ | 応募書類送付先と同じ連絡先（株式会社矢野経済研究所 生活・サービス産業ユニット「先進的なリフォーム事業者表彰選定事業」事務局 電話：03-5371-6926）までお問合せ下さい。 |
| 3 | 事業者概要書は全て記入しなければならないのか？ | 全て必須記載事項です。 |
| 4 | 産業分類に分類しづらいが、どうしたらよいか？ | 必ずいずれかの産業分類から選択して下さい。 |
| 5 | 事業概要については、どのくらいのレベルで記載したらよいか？ | ウェブサイトで紹介している内容等、事業内容がおおよそ把握できるレベルで簡潔に記載して下さい。 |
| 6 | 「事業概要」と「応募事業」が全く異なる場合にはどうしたらよいか？ | あくまで御社の「事業概要」を記載して下さい。 また、表彰対象は、リフォーム専業事業者だけでなく、リフォーム市場拡大に広く貢献している事業者の方も対象となりますので、「事業概要」と「応募事業」が異なっても応募資格を満たします。 |
| 7 | 設問全て記入しなければならないのか？ | 設問1-1及び設問1-2は必須記載項目です。 設問2以降は、設問1-1及び設問1-2で記入した取組内容を踏まえて、該当する設問1つ以上について、記入して下さい。 |
| 8 | 設問1-2で当該リフォーム関連事業の売上高と取扱件数は記載しなければならないのか？ | 回答できる範囲内で回答をお願いします。なお、リフォーム関連事業の売上高と取扱件数については、本事業の目的以外には使用いたしません。また、外部に公表することはございません。 |
| 9 | 設問2以降は文字数の制限はあるのか？ | 文字数の制限はございません。ただし、御社の取組内容が分かるように具体的に記載して下さい。 |

4. 公募ホームページ

| | 質問 | 回答 |
|---|-----------------------|---------------------------|
| 1 | 応募要領・応募用紙がダウンロードできない。 | ファイルをお送りするので、事務局までご連絡下さい。 |
| 2 | ダウンロードしたファイルが開けない。 | ファイルをお送りするので、事務局までご連絡下さい。 |

【お問い合わせ先】

「先進的なりフォーム事業者表彰選定事業」事務局 担当：菅原、西田

E-mail : reformbiz@yano.co.jp

電話 : 03-5371-6926

受付時間 : 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日ならびに 12/28~1/3 除く)